

開 会

委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成19年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いいたします。

議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案9件となっております。

議案第27号

委員長 初めに、議案第27号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

こども課長 こども課長でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第27号の説明をさせていただきます。

議案第27号「松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について」。

少年センター設置条例第3条に基づき、別紙により松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、松戸市少年センター運営協議会委員に変更が生じたためでございます。

次のページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

1番、少年センター運営協議会委員の名簿でございます。

このうち一号委員、教育関係について、今回委嘱をさせていただくものでございます。

県立秋山高等学校長、市立栗ヶ沢中学校長、貝の花小学校長、それぞれの3名を新委員と

して委嘱いたします。

その下、3番でございますが、新委員の任期でございますが、前任者の残任期間として、平成19年5月10日から平成19年10月31日まででございます。

理由につきましては、それぞれの学校で人事異動が生じたためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第27号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

この議案は、4月の定例会議での残りの部分ということで理解してよろしいんですね。一号委員だけ前回の会議で未定ということでした。今日はその分の提案でございます。

瀧田委員 恐れ入ります。少年センターの具体的なお仕事の分類と、運営協議会の月何回会議があるとか、そういうことをちょっと具体的にお教えいただけますでしょうか。

こども課長 まず、少年センターの具体的な業務についてでございますが、少年センター設置条例施行規則で具体的に定められておりますが、かいつまんで申し上げますと、まず一番大きな仕事については補導活動が中心になっております。補導員143名を委嘱させていただきまして、それぞれの補導員の街頭補導、さらに地区活動について総括をさせていただいております。あと、その他広域活動等もございますが、これらについて青少年の健全育成に資するものでございます。これが主なものでございます。

あと少年センター運営協議会の業務ということでございますが、これはおおむね年4回実施いたしております。具体的には、少年センターの運営及び計画等についてご審議いただくものでございますが、具体的には毎回それぞれ各委員さんの立場で、警察署長だったり、それから保護司会だとか、民生委員、児童協議会の理事長さんとか、さまざまな団体から代表して出てきていただいております。したがって、その時点の情報交換をいたしております。皆さん大変それぞれの業務に役立っているということで好評をいただいておりますが、こういう情報交換などもしております。

以上でございます。

瀧田委員 わかりました。私ちょっとお伺いした理由は、今度10月31日までで、任期が変わられますね、新しい。たしか、いつかの会議で申し上げたと思うんですが、青少年の健全育成ということについて、もう少し若年層からの委員さんが入る余地がないでしょうかというようなことを私が申し上げた記憶があるんですけども、決まったところからそれぞれの役づ

きでお入りになっているということもあるでしょうけれども、やはり著しく青少年の考え方とか環境状況が理解を超えている部分があると思いますから、そういうある程度私どもの見方から見るのではなくて、若い層から現状はこうなんだという意見がある程度反映される柔軟性というのでも考えられるのではないかなというふうに思ったものですから、青少年相談連絡協議会の副会長さんなんかは40歳以下でいらっしゃいますが、ちょっとそういうようなことを考えていただいて、若い人の意見の代表が入る余地があれば考えていただきたいと思っておりましたものですから、一つの考え方で述べさせていただきました。

こども課長 ありがとうございます。

前回、前にもご指摘いただいた事項で、引き続き検討させていただきたいと思います。

教育長 一号委員、五号委員の区分けと定員というのは条例で決まっているんですか、何で決まっているんですか。

こども課長 設置条例で。

教育長 この枠組みだと入る余地はないよね。

こども課長 条例改正をいたしませんとということになるんですが。

教育長 六号委員をつくるというような。

こども課長 別に制約があるわけではありませんので、条例を改正して、新たに検討する。

委員長 もう一つ考えられるのは、先ほどの143名の方々の年齢構成を考えた上で、若い人をそこをお願いするということがありますね。

こども課長 可能でございます。

委員長 若い人の意見を出していただくという趣旨で、この委員のリストに若い人の委員を追加して提出していただくというような手段を考えてみてはいかがでしょうか。

こども課長 143名の方々の年齢構成につきましては、基本的に推薦という形で出していただいておりますが、それに対してこちらの方から要件としての要望もできないことはないと思います。それと、年数回、班長会議と称しまして、それぞれ補導員さんの代表、11地区から代表が出ておりますので、そのときに意見等を集約することは可能でございます。それをもって運営協議会に反映していくということも手段としては可能です。

教育長 五号委員の定数をふやして、リーダーズクラブ代表とかを。

委員長 瀧田委員の発言の趣旨は、若い人たちの意見をどうやってこの運営協議会に吸い上げていくか、そのチャンネルがあればよろしいのではないかという趣旨と理解しました。

まだほかに何かございますか。

ないようですので、これで議案第27号についての質疑及び討論を打ち切りまして、採決いたします。

議案第27号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第27号は原案どおり決定いたしました。

議案第28号

委員長 続いて、議案第28号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」を議題とします。

ご説明願います。

スポーツ課長 それでは、議案第28号「松戸市スポーツ振興審議会委員の任命について」説明させていただきます。

提案の理由としましては、松戸市スポーツ振興審議会委員の任期が満了となりますので、新委員の候補を提案してお諮りするものです。

お手元の資料の委員名簿をごらんください。

新任の委員は、備考欄で新任となっている方々5名です。

まず、上から4人目ですが、松戸青年会議所から杉浦誠さんが選出されました。

次に、小中体連からは新しく松戸市の小中体連松戸支部長になられました松本博さんが選出されました。

次に、松戸市体育指導委員連絡協議会からは副会長で香川和香さんが選出されました。

次に、松戸市女性スポーツ連盟からは副理事長の山下洋子さんが選出されました。

最後に、市行政機関からは、人事異動に伴いまして社会福祉担当部長になりました安井逸郎さんが選出されました。

任期は平成19年6月1日から平成21年5月31日まででございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第28号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

スポーツ振興ということで、瀧田委員、如何ですか。

瀧田委員 国体関係も、こういう中で審議されますか。

スポーツ課長 まだ国体は平成22年なものですから、おいおいそういったものも議題になるうかと思いますが。

瀧田委員 マスタープランとか、地域総合型、スポーツクラブとかそれは着実に少しずつ歩を進めていらっしゃるのでしょうか、それとも結構難航しておりますでしょうか。

スポーツ課長 一応18年度に議題になったもので申し上げますと、総合型地域スポーツクラブの設立について、それから運動公園の市立病院の移転の関係、それからスポーツ振興基金の設立を検討してはどうかというふうなものが議題となっております。

総合型につきましてですが、今までは体育指導委員がやってくれていたんですが、ちょっと行事が重なって、千葉県の研究大会というのを去年12月にやったものですから、体育指導委員はそちらの方に力が入っていました。目標が20年度設立ですので、今年度は体育協会と一体となった形で検討委員会を立ち上げようというふうなことで動いております。

瀧田委員 いろいろ大変な事業を抱えていらっしゃるので大変でしょうけれども、どうぞ皆さん方をお願いして実現可能にして頂きたいと思います。

委員長 最近の千葉県の議会だよりだったと思いますけれども、表彰された小中校生の一覧が載っていました。そこに松戸市内の中学校、小学校の子供たちの名前も載っていました。松戸市からもかなりたくさんの子供たちが表彰しており、その意味でスポーツ振興審議会等でもいろいろなご努力をされているのかなと思った次第では。学校のクラブ活動を通じたスポーツも大事でしょうが、地域全体型のスポーツ振興もとても重要だと思います。その点、何か方針というか、考えておられることが特にありましたら、いかがでしょう。

スポーツ課長 表彰の関係なんですけれども、学校関係の表彰と、またほかの活動で活躍された人たちの表彰というのはまた別になるうかと思いますが、今、市独自の表彰というのがスポーツでは議会表彰で、全国で1位になったような子供たちの表彰がされております。そのほかに市で行っているのは、スポーツ関係ではないんですけれども、体育協会の方では、年間を通して活躍された団体、個人、こういったものを、今回は12日に体育協会の総会があるんですけれども、そこで1年間で活躍した選手、団体をお呼びして表彰するという形をとっております。

委員長 表彰が目的ではなくて、子供たちのスポーツ振興をどのように地域社会として考えているか、それが重要だと思うんですね。表彰することによって、何かインセンティブを与えるという意味ではいいと思うんですけれども、基本にまずそういうスポーツ振興の具体案あ

りきだという気がしたものですから、特に何かおありでしたらという意味ですので、なければ結構です。

教育長 ちょっと古くなりますけれども、松戸市スポーツ振興マスタープランを策定しました。
スポーツ課長 15年3月に。

教育長 ここに基本方針から基本理念、基本構想、基本計画、あるいは実施計画まで入っていたかどうか、ちょっと記憶にないですが、そこに松戸市の生涯スポーツのありよう、政策の方向性と事業展開について調査を踏まえた計画が入ります。ぜひそれをごらんいただいて、その方向にある程度進んでいれば、それは松戸市のスポーツ振興策はあるべき方向に向かっている。もし全然違う方向に行ったら、これはまずいと。バイブルになります。

委員長 ぜひ拝見させてください。

教育長 一度点検してみてください、経過と評価を。学校のはやりの言葉で言うと、P D C A、プラン、ドゥー、チェック、アクション、20年度の施策事業の展開に活用していきたい。しっかりしたものができたら、来年3月、教育施策方針説明に大幅に取り入れたいと思います。

根守委員 5カ年計画。

教育長 市の5カ年計画とは別にですね、もちろん総合計画の方向性を踏まえた上で、スポーツマスタープラン、財源の裏づけが残念ながらないわけですよ。ですから、難しい。

委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

瀧田委員 地域スポーツとか、生涯スポーツの理想論というのは、マスタープランの中に随分盛り込まれていたと思います。それを実際にやるときに、予算が全然ついていない、全然というか、かなり乏しい中で、それを実行するとなると、あとは人の力になりますよね。ですから、人の力になるべく沿っていただくような方向性が見えればいいんでしょうけれども、先ほど課長がおっしゃったように、やはり県の大会など大きいものが入ってしまうと、そっちの方だけで結構手いっぱいなことになってしまうので、多少おくれても構わないと思うので、ある程度理念に沿っての実効性を、ゆっくりでもいいから、努力していただきたいなというふうに思います。

教育長 ちなみに先ほど課長の方の話でしたが、総合型地域スポーツクラブの創設についても、マスタープランの中に入っています。

委員長 ありがとうございます。

八田委員、何か特にございますか。

八田委員 特にありませんけれども、ちょっと私、この名簿を見まして感じたのですけれども、各代表の中には新任の方もおられますが、私の関係している会、松戸市医師会ですが、この委員を10年以上、20年くらい続けておられる。医師会の中でもスポーツ振興のことが話題に出たこともない。またこの方は会の中でこの件に関して発言したこともなく、理事会で1回だけこの方を委員にさせますと会長が承認を求め、出席した理事が内容を知らないで「そうですか」で通している。こういうものに対し、少しは委員の刷新をはかったほうがいいか、内輪のことですが、そう思いました。

スポーツ課長 一応各団体の会長さんにスポーツ振興審議会としてふさわしい方を推薦お願いしますということで、皆さん上がってきた方です。新任の方のちなみにスポーツをやっていたということで、杉浦さんという方がボクシングをやっておられた方、松本さんが体操とサッカー、香川さんが陸上とテニス、山下さんがソフトテニス、安井さんは特にスポーツはないということです。

教育長 そうしますと、行政機関の代表は市長に依頼を出すんですか。

スポーツ課長 社会福祉部の方に依頼をいたしております。

教育長 部長あてに。

スポーツ課長 はい。

教育長 本人に。

スポーツ課長 健康福祉本部本部長ですね。

教育長 ちなみになぜ社会福祉担当部長なんでしょうか。悪いという意味ではありません。

スポーツ課長 少子高齢化社会の到来ということで、それぞれのライフステージに応じた健康生涯スポーツ振興のアドバイザーということで、一応健康福祉担当部長にお願いという形でございます。

教育長 100まで生きよう、ぴんぴんころり。スポーツをやって、100まで生きよう、ぴんぴんころり大作戦。

余談ですけれども、シルバーテニス大会のときに、100まで生きよう、ぴんぴんころり大作戦というお話をしました。後でご高齢の方が、80ぐらいかなと思いましたが、「教育長、私はもう92歳、あと10年も生きられないのかね」と言うから、失礼しましたと。120まで生きよう、ぴんぴんころりと、つまらない話をしまりました。

委員長 しばし閑話休題ということで、ありがとうございます。

議案第28号につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、質疑、討論を打ち切らせていただきます。

議案第28号を採決いたします。

議案第28号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第28号は原案どおり決定いたしました。

議案第29号

委員長 次に、議案第29号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

スポーツ課長 スポーツ課長です。

それでは、議案第29号「松戸市教育功労者の表彰について」説明させていただきます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第5項の規定に基づき、別紙の教育功労者表彰候補者名簿に記載の松戸市スポーツ振興審議会委員、望月英雄さんが退任いたしますので、感謝状を贈呈するというごことでお諮りするものです。

提案理由でございますが、望月さんは7期14年間、スポーツ振興審議会委員としてご尽力いただき、その多大なる功績とご労苦に感謝を表すためでございます。

望月さんは、昭和47年から35年間にわたり体育指導委員としても活躍されましたが、その間、平成6年から本市体育指導委員の会長をされる一方、みずからも自己研さんに励まれ、さまざまな研修に積極的に参加されるとともに、日本体育協会のスポーツ指導員、千葉県教育委員会の社会体育公認指導員、日本グラウンドゴルフ協会のグラウンドゴルフ普及指導員などの資格を取得され、市民のために積極的にスポーツ活動の場を提供するなど、本市のスポーツ振興に大きく貢献されました。

今回ご自身の都合により退任されるに当たり、そのご労苦に対し感謝の意を表すものでございます。

よろしく申し上げます。

委員長 議案第29号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 望月委員さんと長いおつき合いです。体育指導委員としての会長を長くお務めにな

り、まだ年齢はお若いですのでお引きになるのはもったいないなと思いますが、お考えがあつてのことだと思います。去年の県の体育指導員の研究大会も大きなお仕事だったように思いますので、ぜひ丁寧に表彰して差し上げていただきたいと思います。

委員長 ちなみにこの方の後任が先ほどの委員として新任された方ですか。

スポーツ課長 はい、現在副会長なんですけど、残任期間、一応今度総会がありますので、そこで会長になる予定の香川さんです。

委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、議案第29号についての質疑及び討論は終結とさせていただきます。

これより議案第29号を採決いたします。

議案第29号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

議案第30号

委員長 続いて、議案第30号「松戸市体育指導委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

スポーツ課長 スポーツ課長です。

それでは、議案第30号「松戸市体育指導委員の委嘱について」説明させていただきます。

提案理由でございますが、松戸市体育指導委員の任期は2年で満了となりますが、任期途中の昨年4月なんですけれども、矢切地区で女性体育指導委員の方が急死されまして、欠員が生じておりました。後任の方が選出されましたので、新委員の候補を提案し、お諮りするものです。

候補者は坂平裕子さんという方で、得意種目はバドミントンとソフトバレーボール、任期は前任者の残任期間、平成20年3月31日まででございます。

よろしく願いいたします。

委員長 議案第30号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

体育関係が続きますので、瀧田委員にばかりご意見をお伺いすることになりますが、申し

わけありません。何か。

瀧田委員 体育指導委員は本当に土日に出たり、地域のスポーツ振興に大変時間を費やさなくてはなりません。地区長からの推薦ですけれども、人材的に十分という感じはございますか、それともちょっとなり手は結構厳しいかなという感じですが、ちょっとお知らせください。

スポーツ課長 実は去年の4月に前任者の方が亡くなりまして、その後、かなり時間がかかって、こういうふうに出てきたわけです。現実にご自分が現役選手で活躍されていると、なかなか体育指導委員に逆になれないと、なりづらいという背景がありますので、その辺もかなり有望な方が出てきづらいのかなというふうな感じはしております。

瀧田委員 地域スポーツの振興にとっては、社会体育の立役者であるべき存在ですよね。法的にも唯一定義づけられている立場の方なので、こういう方たちが活躍して下さると、本当に社会体育が定着するんですが、実際には土日全部使われてという感じは、私も18年やりましたけれども、きつかったです、正直言って。ですから、ボランティア性というのにもかなり限度があるのかなというふうに思います。皆さん生業がほかにお持ちでなおかつやっぴらっしゃるので、ご苦労はよくわかります。

それと、今年度は任期がえではないんですが、委員の年齢制限がないという話で、80過ぎても元気ならオーケーみたいな感じだったんですけども、人員が限られている場合は、やはりそのしわ寄せがまた若い人たちにかかってしまうという傾向もあり得ます。活躍がしやすい状況というのを地区長が知っていられればいいんですが、なかなか現場の声が届かないと、不満がたまってきますので、その辺人材の把握というか、確保というものは、多少現場の意見も聞きながらお願いしたいと思います。

以上です。

スポーツ課長 年齢的なものですが、体育指導委員の一番若い方が男性が28歳、女性が32歳、最高齢者が男性が81歳、女性が66歳、平均年齢が56.99歳ということになっています。

委員長 ありがとうございます。

議案第30号についての質疑、討論はいかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、質疑、討論を締め切らせていただき、採決をとりたいと思います。

議案第30号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

議案第31号

委員長 続いて、議案第31号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

公民館長 公民館長です。

議案第31号についてご提案させていただきます。

議案第31号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」。

松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、別紙のとおり松戸市公民館運営審議会委員に委嘱する。

提案理由については、学校教育関係者として委嘱した委員に欠員が生じたことに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

公民館運営審議会の学校教育関係者としては、市内の小学校の校長先生にお願いしておりますが、これまでお願いしておりました先生が平成19年度に松戸市校長会の理事になられたため、欠員となりました。

そこで、後任者として、次ページ、13ページになります。別紙、松戸市公民館運営審議会委員候補者のとおり、梨香台小学校校長の久我久義先生とするものでございます。任期は、前任者の残任期間となっておりますので、平成19年5月10日から平成20年6月2日まででございます。

なお、次のページ、14ページに参考資料としまして、松戸市公民館運営審議会委員委嘱者名簿を添付させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第31号についてのご説明はただいまのとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

参考までにお伺いしますが、公民館運営審議会委員で現在時に議論されていることはございますか。

公民館長 先ほど申し上げました参考資料として、14ページに載っております委員の方々に、平成18年、昨年度の7月13日に「松戸市公民館事業の今後のあり方について」ということで諮問させていただいて、今、審議を進めていただいているところでございます。

委員長 そこで予定されている審議事項はどんな事柄ですか。

公民館長 このたびこのような諮問をさせていただいたのは、委員さんご案内のとおり、松戸市の公民館は1館でございます。1館でいろいろなところで事業を展開しているわけでございますけれども、そういうことと、高齢社会を迎えて、松戸市の公民館事業を今後どのように展開をしていったらいいのか、これを委員の皆様方にいろいろご協議、ご審議をいただきまして、ご意見をいただければありがたいなと、このように思いまして、先ほど申し上げました諮問をさせていただきました。

以上でございます。

委員長 わかりました、ありがとうございます。

ということでの審議会の委員の委嘱でございます。

それでは、これで質疑及び討論を終結させていただきます。

これより議案第31号を採決いたします。

議案第31号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

議案第32号

委員長 続いて、議案第32号「教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び平成20年度使用教科用図書の採択に関する一般方針の承認について」を議題といたします。

ご説明願います。

指導課長 議案第32号「教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び平成20年度使用教科用図書の採択に関する一般方針の承認について」説明させていただきます。

提案理由につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項の規定に基づき、平成20年度使用にかかわる学校教育法第21条及び第107条に規定する教科用図書について、東葛飾教育事務所管内西部地区の各教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議を行う。そのために教科用図書東葛飾西部採択地区協議会の設置及び当該協議会規約並びに平成20年度使用教科用図書の採択に関する松戸市の一般方針の承認を求めるものでございます。

それでは、16ページと17ページの教科用図書東葛飾西部採択地区協議会規約及び18ページの平成20年度使用教科用図書の採択に関する一般方針について説明させていただきます。

教科書採択の権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条6項により、各市町村教育委員会にございます。ですから、松戸市立の小学校、中学校で使用する教科書採択の権限は松戸市教育委員会にございます。教科書採択の手順や方法につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に定められております。

採択の手順につきましては、同法の12条に、市もしくは郡の区域、またはこれらの区域に合わせた地域に教科用図書採択地域を設定して、採択しなければならないとあります。松戸市は平成17年度から東葛飾西部採択地区として、野田市、流山市とともに採択を行っており、採択の方法につきましては、同法13条4項に、採択地区で協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとあります。そのために野田市、流山市教育委員会と共同で協議会を立ち上げ、協議会規約と松戸市の採択に関する方針について承認をいただくものでございます。

なお、16、17ページの規約につきましては、昨年度と変更はございません。協議会事務局につきましても、今年度も野田市で変わりはありません。西部採択地区協議会委員としまして、松戸市は教育長、教育委員2名、学校から校長、教員、そして保護者の代表各1名、合計6名に出席していただくことになります。

次に、18ページ、松戸市の平成20年度使用教科用図書の採択に関する一般方針ですが、これにつきましても昨年度と変更はございません。平成20年度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、小学校及び中学校の教科用図書は4年間は同一教科用図書を採択することになっておりますので、平成19年度と同一の教科書を採択することになります。

ただし、学校教育法第107条に規定する特別支援学級で使用される教科書、通常107条本と言われるものにつきましては、これは検定教科書の規定から除かれるため、毎年採択することになります。ですから、今年度は107条本の採択をお願いすることになりますので採択地区協議会規約及び採択に関する一般方針について承認をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第32号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

指導課長 すみません、13条の間違いです。申しわけありません。

委員長 昨年と中身等についてはほぼ同じということですので、特に何かお気づきのことでも

なければ、昨年ご承認いただいていますので、本年もこのとおりご承認いただくことでよろしいかと思いますが、如何でしょうか。

それでは、議案第32号につきましては、質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第32号についての採決をいたします。

議案第32号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

議案第33号

委員長 続いて、議案第33号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

資料を配付していただくことになっておりますので、しばらくお待ちください。

(資料配付)

委員長 それでは、ご説明願います。

教育研究所長 教育研究所長です。よろしくお願いいたします。

就学指導委員について、議案第33号「松戸市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、松戸市心身障害児就学指導委員会条例第4条に規定されております委員の満期終了に伴いまして、2年ごとの委嘱がえの時期に当たります。新しく委員に委嘱するものでございます。

別紙一覧表の15名についてお諮りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

一覧表をごらんいただきたいと思います。

新規にお願いするメンバーが6名でございます。継続してお願いする方が9名でございます。

1号委員の泉晴行、それから2号委員、特別支援教育設置校校長代表の埴博夫、3号委員、鷓沼豊、山本綾子、6号委員の田邊由紀子につきましては、異動により新しくお願いするものでございます。

4号委員につきましては、4号委員の池亀卯女、小児科医は、今まで丸山博先生にお願いしていたところですが、今回お仕事の関係でおやめになりますので、丸山先生にご紹介いただきまして、お願いするものでございます。池亀先生は松戸特別支援学校の校医をなさってお

りまして、そのほか3歳児子育て相談講演会等でもご活躍なさっております。松戸市で開業なさっている小児科医でございます。

以上15名についてお諮りしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第33号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

お配りしていただいた条例、これに基づく委嘱になりますので、条例をご参照ください。任期は2年となります。

全く議題とは関係ありませんが、この議案のタイトルの表現はこれでよかったですでしょうか。最近言葉の使い方がかなり変更しています。抵抗のある表現もあるということもここでも議論しました。特に障害という言葉についてです。心身障害児就学指導委員会条例は、条例としてこのように表現されているわけですから、この言葉遣いのままでよろしいわけですね。

瀧田委員 ちょっとお伺いしていいですか。

委員長 どうぞ。

瀧田委員 3号委員の教諭の先生方はお三方とも養護の先生というふうに理解してよろしいんですか、養護学級担任の先生ですか。

教育研究所長 養護学級ではなくて、長沼につきましては、知的障害の特別支援学級です。

瀧田委員 就学指導というのは、中に入ってから、いろいろな体の適応性ということもあるでしょうけれども、幼児から小学校入学のときにお母様方の相談というのが主になると思います。委員会の判定と親御さんの希望とどういうふうになるのでしょうか。

教育研究所長 松戸市は、まずは保護者の強い願ひもございまして、いろいろなお子様の発達の状態もございまして、相談を充実させまして、相談を繰り返すことによって、保護者の方と実態に合った、よりよい就学について十分話し合っ、納得された形で就学指導委員会の方にお諮りして、その場でまたご意見をいただきながら、きちっとした就学について検討しております。

瀧田委員 途中で、例えば普通学級の方に通学されていて、やはり問題行動とかいろいろ起こったり、不協和音がクラスの中で起こったりしますね。そういう場合の調節というのは大変だろうと思いますが、そういうことでの相談というんですか、それは随時保護者からでも、学校側からでも受け入れられるようになっていきますか。

教育研究所長 今お話のように、保護者や学校から、いろいろな心配があるということでご連絡

をいただいております。それにつきましては、スクールカウンセラーの方だとか、それから巡回指導員だとか、調査員もこちらに書いてありますが、こちらの方におりますので、それを派遣して、十分お話を伺った上で対応させていただいております。

瀧田委員 程度はいろいろあるでしょうけれども、全体的にふえている傾向だというふうに伺っていますから、ある程度支援が必要な方が多くなっているというふうに聞きますので、多分大変なお仕事になると思います。綿密にきめ細かくしていただけるようお願いしたいと思います。

教育研究所長 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ちなみに今お話になった第7条による調査員は、どのくらいおられるんですか。

教育研究所長 今8名おられます。8名の中には、特別支援学校の先生も2名入っていただいております。それから、言語、情緒、それから知的障害がありますけれども、特別支援学級から入っていただきまして、なるべく障害に応じた対応ができるように考えております。

委員長 わかりました。

いかがでしょうか。

教育長 今年度から特別支援教育が本格的にスタートします。今までは試行的にやっていたんですけれども、一応本格的に実施になって、いろいろな意味で特別支援教育の充実強化を図っていきます。その出発点は就学相談、就学指導、ここが間違ってしまうと、特別支援教育の先の方向がずれてしまうので、非常に重要なスタートラインです。

特別支援教育が本格的にスタートして、より一層の就学指導、就学相談の充実強化ということを研究所はおっしゃっているみたいですが、具体的にどういう方向で充実強化を図っていくんですか。

教育研究所長 それはまずきちとした聞き取りと現状の把握、これにつきましては人を使って、保護者の方、学校、聞き取りをしっかりとやっていく中で対応していくと。それについては、学校の方にやはりいろいろな支援が必要でありますので、そういうことにつきましては、ボランティアを活用するとかいたしまして充実させていきたいというふうに考えております。ボランティアにつきましては、昨年的人数を超えまして、ことしはまだどんどん募集をしていますので、対応していきたいと考えております。

教育長 面接はこの委員さん全部がやるのではないんですね、1対15とか。

教育研究所長 最終的な就学指導につきましては、この15名にご出席いただきまして、その中で保護者、お子様、幼稚園だとか、施設に通っている先生方にもおいでいただいて、保護者

の方の意見もその場で聞いて、それをきちんと伺いながら、園の実態のお話を直接またそこで伺いながら、書類ではなくて、実際にお子様を見た形で、お話を伺った形で審議していただいております。

教育長 サービスの供給側としては、そのぐらい慎重にきめ細かく正確に実態を把握して判定することは大事なんでしょうけれども、サービスの受け手側、需要者側としては、わかるけれども、心情的に1対15というところで面接を受けるのはやむを得ないのかもしれないけれども、よほど慎重に。そういう声は聞こえませんか。

教育研究所長 確かに緊張する、みんなの前でお話しするだけでも緊張するということと、お子さんが、ちょっと環境が違うので、ふだんと違った緊張を持たれて、歩き回るとか、声を出すとか、そういうのはありますけれども、その前の話し合いを十分やっておりますので、それは逆に担当者から、いつもは違いますというような話もさせていただいています。確かに今、教育長がお話のように、緊張する場であると、どうにか工夫してほしいということで、毎年工夫をさせていただいています。例えば机の配置を丸くするとか、真ん中におもちゃを置くとか、花を置くとか、そういった形で工夫をさせていただいております。

あと、文部科学省から、就学指導につきましては、しっかり保護者の意見を聞くようにという話が出ておまして、松戸市につきましては、それに沿った工夫ということで、ほかの市ではないような場面でもございます。それはご理解いただければと思います。

教育長 正確に厳密に丁寧にやるということが、うっかりしますと、選別の場というふうに受け取られかねない。よほど慎重に対応、優しく対応していかなくてはいけないのかなと。

マジックミラーで2、3人の面接員が面接して、こっち側で委員さんが見て判断する、音だけ聞こえるようになるというわけにはいかないんですか。

教育研究所長 どちらかというと、保護者が言いたいことを伝えるんだと、そっちの方を強調して、保護者にとって良いプラスになるように考えております。

瀧田委員 ミラーですか、こちらから観察するというのは、やはり保護者にそのことも知らせておかないと、まずいですよね。ですから、それだったら面と向かってもらった方がまだ気分がいいかなと思います。言いたいことが言える。それで萎縮するような人間関係にならないように、前段階で十分お互いのその子のための幸せをということで話し合いが通じていれば、大勢からいろいろな意見が聞けていいかなと思いますよ。

委員長 委員の皆さんなるべく笑顔で対応していただくといいですね。

瀧田委員 ちょっと余談、相談者が本当に悩んで子供をどうしようと本当に大変な思いで来た

ら、委員との間にへだたりを感じて親身になってもらえなかったという意見を聞きました。女性委員の場合、余り身を飾るといことも、相手から見ると場ちがいの感があり、その辺も気をつけなくてはいけないことなんだなというふうに思いました。よくそういう方の気持ちを、いつ何どき自分がそういうふうになるかわからないこととして、自分の身に置きかえて、話が本当にその立場になってできるというのは難しいと思いますけどね。

教育長 プロフェッショナルの陥りやすい感性、専門家でプロフェッショナルの人たちだから、それをやるのは当たり前で、そうでなければ正確な診断はできないよというのはわかるんですけども、逆に素人を見ると、何というすさまじいことを平気でやるんだらうというのは、誤解も含めてあります。よろしくをお願いします。

委員長 ほかの場合とは違った意味で、委員の皆さんは気を使われて大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

議案第33号につきましては、質疑及び討論を終結させていただきます。

これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

議案第34号

委員長 それでは、続いて議案第34号「松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

ご説明願います。

図書館長 図書館長です。よろしくをお願いします。

それでは、議案第34号についてご説明いたしたいと思います。

議案第34号「松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について」。

松戸市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由につきましては、図書館本館の平日の開館時間を延長するとともに、図書館本館及び大型分館において祝日開館を行うためのものがございます。

図書館の祝日の開館及び夜間開館につきましては、市民からの要望が多いものであること、また近隣市においても祝日開館等についての取り組みが進んでいる状況等を踏まえまして、

開館日、開館時間の拡大を行い、市民サービスの充実及び図書館利用者の利便性の向上を図るべく実施するものでございます。

ところで、本市の夜間開館の拡充につきましては、既に昨年度実施しておりまして、本年度は祝日開館の実施が図書館の今年度の主要施策となっております。今回の改正につきましては、これにあわせた所要の改正を行うものでございます。

では、改正内容でございますけれども、資料の方の25ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第3条の開館時間の改正でございます。現在の図書館の開館時間につきましては、記載のとおり、現在午前9時半から午後5時までと規定されております。先ほど開館の夜間延長をやっているというふうな形で申し上げましたけれども、本館における夜間の開館時間につきましては、平成8年度から試行という形で実施してきております。試行というのは、週2日、水曜日と金曜日について、午後7時まで時間を延長して実施してきたところです。これを昨年から拡大いたしまして、平日の火曜日と木曜日をこれに加えて、平日の月曜日から金曜日までの週4日を午後7時まで時間を延長して拡大実施しております。

今回の改正につきましては、本館の開館時間の規定について、改正案第1号の方で9時半から午後7時までとしております。分館につきましては、第2号の方で現行の開館時間を規定いたしているものでございます。

次に、第4条の休館日の関係でございます。現行の方法につきましては、ここに記載されておりますように、1つ、月曜日、2番目として祝日、3番目として年末年始、4番目、5番目といたしまして館内整理日、特別整理日を休館日とさせていただいております。

今回の祝日開館の実施対象施設につきましては、本館といわゆる大型分館と呼んでございます常盤平、小金原、小金、新松戸、この4分館で祝日開館を実施するものでございます。その他の分館につきましては、従来どおりの体制としてまいりたいと考えております。

改正内容につきましては、新旧対照表の方の第4条の関係ですけれども、改正案の方で第4条、1号と2号の方に分けて記載しております。1号の方では本館と大型分館の関係を、2号の方ではその他の分館の関係を規定しているものでございます。

この両方で共通する休館日につきましては、月曜日、月曜日が祝日等に重なる場合には翌日に振りかえるものとしております。2番目といたしまして年末年始、館内整理日、4番目として特別整理日がございますけれども、これらについては、一般あるいは本館、大型分館との共通のものでございます。一般の分館では、これに加えて、現行どおり祝日休日が

これに休館日として加わっているものでございます。

逆に本館、大型分館については、祝日は開館するというものでございます。国民の祝日につきましては、本年15日の日が定められておりますけれども、このうち元旦を除く14日につきまして、今後開館日数がふえるものでございます。本年度につきましては、この規則の一部改正が6月を予定しておりますことから、実質は7月の海の日以降の対応につきまして、祝日開館を実施するものでございます。

最後に第9条の改正部分でございますけれども、図書館の利用に当たりましては、利用者カードを発行させていただいておりますが、これが申込書の様式につきましては、既に利用者カード・パスワード申込書として変更しております。今回の改正にあわせて、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

委員長 ありがとうございます。

議案第34号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

条文をそのまま読んで、なかなかわかりにくい部分もあるかと思いますが、要は3条の開館時間と4条の休館日の中身について、本館、分館についてそれぞれ変更する。分館については、いわゆる大型分館とその他の分館があるので、休館日については、そこで大型とその他で区別したと、そういう分け方になりましょうか。

図書館長 端的に言えば、そのような改正内容になっております。

委員長 ちなみに4条の第1項の2号ですか、26ページの(2)ですが、その他の分館、いわゆる大型分館ではない分館というのは幾つあるんですか。

図書館長 分館につきましては全部で19館ございますので、4分館が大型分館と我々呼称しているものですが、残りの15館がいわゆる小型分館という扱いになります。

瀧田委員 全体的に利用時間が長くなると大ざっぱに見ればよろしいかなというふうに思うんですが、一般市民に周知徹底するということをしないと、ただ時間が延びたんだな、もっと使いやすくなったんだなみたいな、一律の考え方でいくと、混乱しますので、利用時間とか、そういう広報ですね、公示の仕方を、みんながわかりやすく、特に大人とか主婦はいいとしても、学生さんとか、そういう人たちにちゃんとわかるような公示の仕方というのを考えていただいておりますでしょうか。

図書館長 けさも広報課長から広報まっどの掲載等、あるいはほかの方法につきましては協議

があったように、我々の方も広報まつどを中心に、またインターネットのホームページ等でもやっていかなければならない。それは祝日開館、あるいは時間外の時間延長についての利用者へのお知らせというだけではなくて、ホームページの利用というのは、図書館の情報提供の施策としても重要なものになっておりますので、その辺を踏まえながらやっていきたいと考えています。

瀧田委員 そのようにしてください。

委員長 本館の開館時間が5時から7時まで延びたということと、閉館日については、その他の小さい15の分館では、祝日法による休日は閉館のままです、というところに特色がありそうです。この15の小さい分館でも、地域の住民からあけてほしいという要望があった場合には、対応していただけるということでしょうか。

図書館長 松戸市の図書館のあり方として、やはり19分館持っているということが他市に比べて特徴的なものでございます。図書館を運営するにおいて、まず重要なことにつきましては、一般的には人、物、金というのがあれですけれども、図書館で言うならば、人については専門的職員、物については図書館の施設の関係、金につきましては、物、金、どちらに区別するかわかりませんが、情報としての蔵書ですか、その辺に気を使っていかなければならないということがあります。

施設及び人の関係につきましては、19分館を持っているということで、これは他市に比べて特徴的なものですから、その辺の調整というのは、今後の施策展開をする上においても考えていかなければならない問題だというふうな認識をしております、確かに今までの要望の中であるのは、施設に関する事、それから時間の延長、祝日開館、これが市民アンケート等でも大きな要望の事項になっておりますので、他市の状況を踏まえながら、その辺の松戸市の特徴をつかみながら考えていきたいと考えています。

教育長 サービス向上はどんどんしていかなければならないんですけれども、松戸の場合は19分館という物すごい数がありますので、一つの改善をやると物すごいコストがかかる。

委員長 本館が他市に比べてどうかという検討も必要だと思います。

教育長 生涯学習会館構想。

委員長 そうすると、分館がそれほど必要なくなるかもしれないですね。

教育長 統廃合跡地活用で、生涯学習会館構想が出てくるんじゃないですか。

委員長 図書館というのは、その町の顔でもあるという一面を持っていますので、文化都市松戸として、図書館の充実はぜひお願いしたいと思っています。

教育長 本だけ並べてあるという図書館であれば、これからはすべてインターネット、電子メディア、デジタルメディアで全部事は足りると思うんです。家のパソコンから、ジャンル別のリストを出して、これが借りたいという情報を図書館に送れば、倉庫から図書が出てきて送ってくれる、デリバリーの費用だけという話になります。

瀧田委員 今は送ってくれないですよ。今はそういうことはないですよ。取り寄せてはくれるけど。

教育長 分館なんかはそういうのが必要だと思う。ただし、図書館というのは、委員長がおっしゃったように町のシンボルですから、30分本を読んだら、ぶらっと外へ出ると、広大な庭が出現してくる、1時間読んだら、喫茶コーナーへ行ってコーヒーでティータイム、ちゃんと喫煙コーナーを別に設けて、食事ができるという、そういう文化の殿堂みたいな図書館がこれからは必要なんだろうと。

委員長 時々教育長の初夢の話をお聞かせいただいています。ただいまのお話も初夢の部類かなという気もしないではないですが、ぜひ正夢にさせていただきたいですね。

教育長 17、8年前にサンディエゴ美術館とロソン美術館に行ったんですけれども、すごい。図書館じゃなかったんですけれども、実にオープンスペースが完備されていて、一日いても確かに疲れない。今の松戸の図書館、とりわけ分館なんかに行ってしまったら、一日いたら足腰が、1時間で足がなえてくるという状況ですから、ほとんど座る場所もないし。

瀧田委員 私なんかはどうしても母親的な発想で物を言うてしまうんですが、やはり小さい子の幼児教育の図書館での事業というのが足りないかなというふうに思うんですけどね。結構読み聞かせとか、ボランティアの人も、松戸の図書館はどのぐらいやっていますか、幼児の図書館事業。

図書館長 今、キャラバンの方に児童の委託事業の中で含めていまして、キャラバン自体も今までの人形劇の方からそちらの方に転換しているところなんですけれども、ことし絵本お話の一步ですか、第1回目の会合があったと。ボランティアの方、親御さんたち、90数名いらっしゃいましたので、多少なりとも底辺の方はそこでは拡大してきているかなと思っています。

瀧田委員 ボランティアの方たちの活動の場を提供して、市内各所で開かれるようになればよろしいですね。

委員長 大学の図書館が従来の図書館とさま変わりしています。総合メディアセンターとして、

図書と情報設備の類いを全部一緒にした図書館になっているんですね。そういう意味では従来の図書館の要素も備え、かつ新しい要素も加えた、新しい図書館というものを考えていく必要があるんでしょうね。お子さんからお年寄りまで、地域と結びついた気楽な、何か知的といいですか、あるいはそういうものにいざなうような何かを図書館側が考えていくということが必要なんでしょうね。

いろいろ希望も申し上げて申しわけありませんが、よろしくお願いします。

それでは、これで議案第34号についての質疑及び討論を終結させていただきます。

議案第34号についての採決をいたします。

議案第34号については、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

議案第35号

委員長 最後に、議案第35号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

保健体育課長 保健体育課長の佐々木でございます。よろしく願いいたします。

議案第35号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、例年、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に準じて改正を行っているものでございます。

今回の改正につきましては、内容が多岐にわたりますので、主な改正点について、内容を逐次ご説明いたします。

まず、障害の状態等について規定する別表第2 傷病補償表、別表第3 障害補償表及び別表第4 介護補償表については、条例からこれを削除し、傷病等級に係る障害の状態等については、条例施行規則で定めることとし、傷病等級ごとの補償基礎額の倍数については、それぞれ該当の条文において規定することとしたこと。

また、休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額表を改定することとしたこと。

また、第3条において規定する扶養親族である配偶者及び配偶者以外の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改定すること。

第9条の2につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、入所している場合に介護補償を行わない施設名称を障害者支援施設に改めるとともに、介護補償の額について改定を図ることとしたことでございます。

以上、主な改正点につきましてご説明いたしました。いずれも関係政令の改正に準じ、本条例の整備を図るものでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第35号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

改正の重要な点についてわかりやすくご説明いただきました。

繰り返すまでもありませんが、43ページをごらんください。

ここにただいまご説明の別表1、2、3、4がありますが、その別表が全部削除されるという、これが第一の重要な改正点ですね。

別表にあった第1級、2級等の等級については、条文の個別の中身に採用してしまい、等級の説明については施行規則で定めるという方法になったと。だから、条文がどちらかというとすっきりしました。別表を一々参照しなくてもよい。あるいは3条について、単価等の変更がありますが、いずれにしても、小中学校の校医先生、薬剤師先生の皆さんに対する公務災害補償を条例でわかりやすくしたということですが、これはご説明にもありましたように、政令の改正に伴うところの並行的な改正ですので、とりわけ議論することも個別にはないかと思えますね。

細かい点は見えていただくことにして、これについてはよろしゅうございましょうか。

35号については、質疑及び討論を終結とさせていただき、採決を諮りたいと思います。

議案第35号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第35号は原案どおり決定いたしました。

それでは、本日の議案は以上をもって終了です。

その他

委員長 その他に移ります。

何かご意見ございますか。

お願いします。

学校教育担当部長 私の方から本年度のいじめ問題対応について、ご報告させていただきます。

いじめ問題の対応については、従来指導課と研究所がプロジェクトを組んで対応してきたところなのですが、3月議会の教育長の教育施策方針を受けまして、スーパーバイザー、スクールカウンセラー、校長会の生徒指導担当と専門家を加えた専門家会議を立ち上げ、種々の対策を検討してまいりました。

まず、今緊急に対応しなければならないことと中長期的に対応すべきことを分けさせていただきました。委員さんにお配りしましたマニュアルの4ページに対策の概略が書いてございますので、それに沿って簡単にご説明させていただきます。

まず、いじめの緊急対策といたしましては、1つ目としまして、一人一人の教職員のいじめに対する意識の向上を図るために、このいじめ問題対策マニュアルを作成いたしました。いじめ問題対策研修会において、ここでいじめ問題対策マニュアルの説明をきちんといたしまして、各学校で、このマニュアルを活用した校内伝達講習会をしていただくことになっております。これは4月20日に全校の管理職、校長か教頭、生徒指導主任が参加して実施済みでございます。

2つ目といたしましては、いじめゼロキャンペーンの継続。このいじめゼロキャンペーンというのは、18年度県のキャンペーンを受けて実施したものでございまして、特別活動の活性化等、児童生徒がいじめを自己の問題としてとらえる児童会・生徒会活動の取り組みでございます。

その一つといたしまして、いじめ防止の標語づくりを計画しております。これを全校の生徒に実施して、そのうちの何点かを教育委員会主催の行事等のプログラムあるいはリーフレット等に印刷しまして、子供たち、保護者の視覚に訴えてまいりたいと考えております。各学校においても、子供たちの作品の中から何点かを学校行事の体育祭であるとか、音楽コンクール等のプログラムに記載していただいて、児童生徒・保護者の視覚に訴えていくという取り組みでございます。

また、いじめに関する学校独自の取り組みを、8月の生徒活動発表会で発表していただく予定でございます。これは1年置きに実施しております中学校主体の発表会ですが、今回は小学校も交えて、全校の代表が参加し、その中の何校かに実践発表していただいて、いじめ

ゼロアピールをしていきたいと考えています。これは8月にございますので、ぜひ委員の皆様もご出席いただければありがたい。ご案内を差し上げたいと思います。

3つ目といたしまして、実態把握の改善でございます。従来ですと、いじめの件数が何件あったかというような統計だけを教育委員会に上げ、県に上げるというような状況でございましたが、今後は月例報告を上げていただく予定であります。

23、24、25ページになるんですが、このような形でいじめの件数はもちろんのこと、継続しているものをピックアップして、継続している事案についてはサポートチームが支援する。このサポートチームというのは、教育委員会、あるいはスクールカウンセラー、学校の管理職、生徒指導主任等なんですが、やはりいじめをきちんととらえて、継続しているものについては支援していくというものでございます。

また、いじめの相談窓口につきましては、18年12月に新たに指導課も加えたんですが、これも継続してまいります。それから相談案内カード、これも委員の皆様にお配りさせていただきましたが、表側はいじめ相談電話ということで指導課の部分です。裏側には、他の電話相談窓口の一覧ですが市内の少年センター、教育研究所、家庭児童相談室、子どもと親のサポートセンターの電話番号をのせてございます。1枚ずつ子供たちに配付しようというものでございます。

12月にはこのカードではなく、これをもっと大きな、こういうものを各学校に配りまして、子供たちに1枚ずつ配ったんですが、これだとどうしても折って開いてというわずらわしさがございますので、カードにして携帯してもらおうと考えました。これももうすぐ刷り上ってまいりますので、全校の児童生徒に配付する予定でございます。

4つ目としましては、保護者・地域への発信もしていかなければいけないということがございます。そこで保護者向けのリーフレットの作成をしようじゃないかということで、この中にも入れてございますが、10ページ、11ページあたりです。保護者向けにこのような形でカラー印刷したものを全保護者に配付したい。子供たち、学校だけではなくて、保護者にも広がり、地域にもということになると、すばらしいなと考えております。これももうすぐ刷り上ってまいりますので、全保護者に配りたいと思います。

今後の対策、あるいは中長期的対策につきましては、児童生徒に豊かな人間関係を築き、自己肯定感あるいは自己猶予感を持たせ、思いやりや助け合う気持ちを育てるために、いじめ防止プログラムを作成したいと考えております。

ですから、今回の緊急対応といじめ防止プログラムという中長期的な対応を関連させなが

ら、継続した取り組みを進めていくことが重要な手だてになるのではないかなと考えております。これも専門家会議の中でいろいろ検討いただいて、いじめ防止プログラムを具体化させていきたいと考えております。

以上、今年度の取り組みについて報告させていただきました。

委員長 どうもありがとうございました。

こういう立派なマニュアルをつくっていただいて感心しました。短期間でよくここまでまとめていただきました。まとめていただいたことは、大変重要な第一のステップ、第一歩ですので、これをぜひいい形で実現して行って欲しいですね。いじめゼロが可能かどうかというこの議論よりも、とにかく皆さんがこれをしっかり自分の問題として考えて欲しい。それでどうやったらいいかということ、自分の生き方として考えるという、そういう思考の練習が重要だと思います。そうすれば、おのずといじめというのはだんだんなくなっていくのかなという気もいたします。

ですから、我々としてはあくまでもこういう方針に基づいて、こういう計画に基づいて、努力していくということでやっていきたいと思っています。

教育長 私が申すのも変ですけれども、いいものをつくっていただいて、迅速に対応して下さったことには感謝します。ぜひ活用してほしい。どうやったら日常行動、言動の中にこういうものがインプットされていくのかなと思うんですよね。何かいい対策はないですかね。これから防止プログラムもできていくわけですけど。

学校教育担当部長 今回は膨大な量になりますので、こちらの方からいじめ問題対応マニュアルをメール配信して、各学校で印刷していただくようにさせていただきます。もちろん研修会のときには各学校に2部ずつ配付したわけなんですけど、指導課長も校長会あるいは教頭会等で申し上げておりましたが、なるべくカラーで印刷していただいて、とにかく見てほしい、それを学校の研修会で生かしてほしいということをお願いしてまいりたい。

委員長 一步一步積み重ねていきましょう。

よろしいですか。

それでは、次に次回の教育委員会の会議の日程についてですが、事務局お願いします。

企画管理室長 6月21日木曜日午後3時からこちらの会議室で開催ということでいかがでしょうかということなんですが。

委員長 それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は6月21日木曜日午後3時から教育委員会5階会議室にて開催いたし

ます。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成19年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時52分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員